

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例等の改正案

1 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例

改正案				改正前			
別表第三、別表第六（第四条）				別表第三、別表第六（第四条）			
項目	業種又は施設	許容限度		項目	業種又は施設	許容限度	
		既設の特定事業場	新設の特定事業場			既設の特定事業場	新設の特定事業場
大腸菌数	全業種	800	800	大腸菌群数	全業種	3,000	3,000
備考				備考			
一 許容限度の単位（水素イオン濃度を除く。）は、排水一リットルにつきミリグラムとする。ただし、 <u>大腸菌数</u> については、排水一ミリリットルにつきコロニー形成単位とする。				一 許容限度の単位（水素イオン濃度を除く。）は、排水一リットルにつきミリグラムとする。ただし、 <u>大腸菌群数</u> については、排水一立方センチメートルにつき個とする。			

2 千葉県環境保全条例施行規則

改正後								改正前								
(附則)								(附則)								
5 別表第三に掲げる <u>大腸菌数</u> についての排水基準は、別表第一 三の項に掲げる施設に係る排水については、当分の間、適用しない。								5 別表第三に掲げる <u>大腸菌群数</u> についての排水基準は、別表第一 三の項に掲げる施設に係る排水については、当分の間、適用しない。								
別表第三、別表第四（第五条） 有害物質に係る汚染状態以外の汚染状態								別表第三、別表第四（第五条） 有害物質に係る汚染状態以外の汚染状態								
項目	特定施設	許容限度						項目	特定施設	許容限度						
		既設			新設					既設			新設			
		第一種 水域	第二種 水域	第三種 水域	第一種 水域	第二種 水域	第三種 水域			第一種 水域	第二種 水域	第三種 水域	第一種 水域	第二種 水域	第三種 水域	
<u>大腸菌数</u>	別表第一の一、二及び三の項に掲げる施設	<u>(80)</u>	<u>(80)</u>	<u>(80)</u>	<u>(80)</u>	<u>(80)</u>	<u>(80)</u>	<u>大腸菌群数</u>	別表第一の一、二及び三の項に掲げる施設	<u>(3,000)</u>						
備考								備考								
一 許容限度の単位は、水素イオン濃度については水素イオン指数、 <u>大腸菌数については排水一ミリリットルにつきコロニー形成単位</u> とし、その他の項目については、排水一リットルにつきミリグラム数とする。								一 許容限度の単位は、水素イオン濃度については水素イオン指数、 <u>大腸菌群数については排水一立方センチメートルにつき個数</u> とし、その他の項目については、排水一リットルにつきミリグラム数とする。								
七 既設、新設の区分は、昭和四十七年四月十九日以前に設置され、又は設置の工事に着手された工場又は事業場に係る特定施設を既設とし、その他のものを新設とする。ただし、 <u>大腸菌数</u> 、窒素含有量及びりん含有量については、この規則の施行の際現に設置され、又は設置の工事に着手された工場又は事業場に係る特定施設を既設とし、その他のものを新設とする。								七 既設、新設の区分は、昭和四十七年四月十九日以前に設置され、又は設置の工事に着手された工場又は事業場に係る特定施設を既設とし、その他のものを新設とする。ただし、 <u>大腸菌群数</u> 、窒素含有量及びりん含有量については、この規則の施行の際現に設置され、又は設置の工事に着手された工場又は事業場に係る特定施設を既設とし、その他のものを新設とする。								